（その１）



収　支　報　告　書

令和7年分
（　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	■ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	■ 同一の都道府県の区域内

(ふりがな) おおつかさゆりこうえんかい

1　政治団体の名称　大塚さゆり後援会

2　主たる事務所の所在地　神奈川県相模原市南区相模大野３丁目１９－１０ 橋本ビル３０２

3　代表者の氏名　杉崎　小百合

4　会計責任者の氏名　杉崎　晴之

事務担当者の氏名　西塔　謙志

（電話）　03-3508-7625

持丸　優

（電話）　042-851-5146

（電話）

資金管理団体の指定の有無	
■ 有	
□ 無	
公職の種類	衆議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	杉崎　小百合

国会議員関係政治団体の区分	
■	政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等(１人目)	杉崎　小百合
公職の種類等	衆議院議員(現職)
公職の候補者の氏名等(２人目)	
公職の種類等	
公職の候補者の氏名等(３人目)	
公職の種類等	

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国14　1053　皆

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額					1	0	3	3	4	9	4
（前年からの繰越額）					1	0	1	9	4	9	4
（本年の収入額）							1	4	0	0	0
支　出　総　額						6	2	8	1	6	9
翌年への繰越額						4	0	5	3	2	5

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金　額										0
員　数										0人

(2) 寄　附										
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額									備　考
(ｱ) 個人からの寄附					1	4	0	0	0	
（うち特定寄附）									0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ｳ) 政治団体からの寄附									0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)					1	4	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)									0	
イ　政党匿名寄附									0	
合　計　（ア ＋ イ）					1	4	0	0	0	

（その7）

（7） 寄附の内訳													寄附者の区分	1.個人		
行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金						額					年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円				
1	岡田　えり子							1	0	0	0	0	R7/1/27	神奈川県相模原市南区相南3-1-20	不動産貸付業	
	この頁の小計							1	0	0	0	0				
	その他の寄附								4	0	0	0				
	合計							1	4	0	0	0				

(その13)
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	0	
(4)　事務所費	500,000	
小計	500,000	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	4,864,299	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	917,400	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	917,400	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	5,781,699	
合計	6,281,699	

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳				項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	監査報酬	50,000		R7/5/12	公認会計士 日吉雄太事務所	静岡県浜松市浜名区小松4346番地	
この頁の小計		50,000					
その他の支出		0					
合計		50,000					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳　　項目別区分　1.組織活動費　（交際費）

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会費	12,000円	R7/1/15	神奈川県飲食業生活衛生同業組合	神奈川県横浜市中区長者町8-134	
2	会費	12,000円	R7/3/6	直諫の会	東京都新宿区舟町11　松澤ユニッツ103	
3	飲食代	19,360円	R7/4/13	華福飯店	神奈川県横浜市中区山下町192-16	
4	飲食代	12,200円	R7/5/15	鰻家	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-3	
5	会費	20,000円	R7/6/10	牧山ひろえ後援会	神奈川県横浜市中区相生町1-7　和同ビル403号室	
6	飲食代	10,690円	R7/6/12	そば　沙伽羅	東京都港区赤坂3-11-7　ソシアル赤坂1F	
7	生花代	11,550円	R7/7/22	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号	
8	会費	10,500円	R7/9/19	ローズホテル横浜	神奈川県横浜市中区山下町77番地	
9	商店会年会費	30,000円	R7/10/15	相模大野銀座商店街振興組合	神奈川県相模原市南区相模大野6-16-19-105	
10	飲食代	11,000円	R7/12/3	焼き鳥さくら	神奈川県相模原市南区南台5-14-18	
11	会費	20,000円	R7/12/3	阿部とも子の会	神奈川県藤沢市鵠沼石上1-13-13　藤沢共同ビル1F	

この頁の小計	169,300円
その他の支出	317,129円
合計	486,429円

（その15）

（3） 政治活動費の内訳				項目別区分 4.宣伝事業費 （宣伝広告費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	為書き、ポスター作成費	9,130円		R7/5/20	有限会社いんべりある	神奈川県座間市広野台1-18-5	
この頁の小計		9,130円					
その他の支出		440円					
合計		9,740円					

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 5 月 1 日

政治団体の名称　大塚さやり後援会

会計責任者の氏名　杉崎晴之

〈解散の場合のみ〉
代表者の氏名

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和８年４月３０日

大塚さゆり後援会
代表　杉﨑　小百合　殿

登録政治資金監査人　北澤暁
登　録　番　号　第　６２２５　号
研修修了年月日　令和７年１月７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、大塚さゆり後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、大塚さゆり後援会の主たる事務所（神奈川県相模原市南区相模大野３丁目 19-10 橋本ビル 302）において行った。また、監査期間中、適宜会計責任者に対して電話・メール等で補足のヒアリングを複数回実施した。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等綴り（振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。）、領収書等を徴し難かった支出の明細書綴りが保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、

振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

大塚さゆり後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、大塚さゆり後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上